

### 鳥取県選挙管理委員会告示第3号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成21年1月27日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古賀裕子

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市国府町山崎集会所	鳥取市国府町山崎38-5
鳥取市用瀬町樟原集会所	鳥取市用瀬町樟原100-1
鳥取市鹿野町梶掛集会所	鳥取市鹿野町乙亥正65-2
鳥取市鹿野町広木集会所	鳥取市鹿野町広木130
鳥取市鹿野町鷺峯集会所	鳥取市鹿野町鷺峯791
鳥取市鹿野町東中園集会所	鳥取市鹿野町中園47-1
鳥取市鹿野町寺内集会所	鳥取市鹿野町寺内187
鳥取市鹿野町河内上条集会所	鳥取市鹿野町河内2595-3
鳥取市鹿野町出百姓集会所	鳥取市鹿野町鹿野2081-3
鳥取市鹿野町来日集会所	鳥取市鹿野町鷺峯493
鳥取市鹿野町閉野集会所	鳥取市鹿野町閉野145-1
鳥取市青谷町絹見集会所	鳥取市青谷町絹見136-1
鳥取市福部町清内谷集会所	鳥取市福部町左近687-1
鳥取市用瀬町馬橋地区集会所	鳥取市用瀬町鷹狩474
鳥取市鹿野町小別所集会所	鳥取市鹿野町小別所184-1